日本カトリック大学・短期大学連盟(大学部門) カトリック学術奨励金「研究助成金」規程

(目的)

第1条 日本カトリック大学・短期大学連盟(以下「本連盟」という。)(大学部門)は、広義のカトリシズム、すなわちキリスト教ヒューマニズムに根ざす学術研究を奨励し、同研究の向上発展に資するため、カトリック学術奨励金「研究助成金」を設定する。

(選 考)

- 第2条 カトリック学術奨励金「研究助成金」受領者の選考は、本規程の定めるところによる。
- 第3条 受領者の選考は、本連盟加盟大学長の推薦に基づき、選考委員会が行い、その結果を会長に報告する。
 - 2 選考委員会は、選考に際し、当該分野における専門家の意見を聞くことができる。専門家に意見を聞いた場合の報酬は、3万円とする。
 - 3 選考は書類による選考とする。

(選考委員会)

第4条 選考委員会委員は若干名とし、会長が本連盟加盟大学の職員のうちより、毎年これを 任命する。

(選考の基準)

- 第5条 選考は、次の各号の基準によって行うものとする。なお、研究グループは、2つ以上のカトリック大学間の共同研究であることが望ましい。
 - (1) 当該分野において、高度の学術的価値があり、相当の成果を期待できる研究計画であるもの。
 - (2)キリスト教ヒューマニズムと関連があるもの。
 - (3)独創的であるもの(既発表研究を参考とすることは差し支えないが、論旨が学術的に前進したものでなければならない。)
 - (4) 当該年度7月1日の時点において、研究にすでに着手しているか、又は同日以

後10日以内に着手するもの。

(5)「研究奨励賞」及び「研究助成金」のいずれかで過去に採択歴がある場合には、 次回の応募は、特段の事情がない限り当該採択後5年間経過後とする。

(報告の方法)

第6条 選考委員会は、選考の経過及び結果を書面で会長に報告する。その際、応募のあったすべての研究に対する参考意見と、推薦順位を付すものとする。

(受領者の決定)

第7条 会長は、選考委員会の報告に基づき、本連盟総会の議を経て受領者を決定する。必要に応じ、会長は、選考委員の委員を本連盟総会に出席させ、選考経過に関する質疑に応えさせることができる。

(受領者数および授与)

第8条 受領者は、各年1件とし、その申請金額に応じ、金100万円以内の研究助成金を授与する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、本連盟総会の決議を経て行う。

- 附 則 1 本規程は、2021年6月11日より施行する。
 - 2 日本カトリック大学連盟カトリック学術奨励金「研究助成金」規程 (2013年6月7日 施行)は、廃止する。
 - 3 この規程は、2023年6月9日から改正、施行する。